

社会福祉法人真岡市社会福祉協議会会長表彰内規

平成元年 10月 11日 制定

平成 8年 7月 10日 改正

平成 21年 7月 1日 改正

平成 22年 7月 1日 改正

平成 30年 4月 1日 改正

1 真岡市社会福祉協議会表彰規程（以下「規程」という。）第 3 条に定める対象は、つぎの区分による。

(1) 社会福祉功労者(規程第 3 条一号に該当)

ア 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員の現職にあつて、その在職期間が 7 年(在職期間が中断されている場合は通算。以下同じ)以上であつて、功績顕著な者

イ 社会福祉団体及び役職員

団体にあつては、組織結成以後 3 年以上であつて、その活動が顕著であり、役職員は同一組織で通算年数が 7 年以上でありその功績が顕著であり、共に他の模範となる者

(2) 自立更正者（規程第 3 条二号に該当）

ア 低所得者・身体障害者等

一時的に生活が困難であつたり身体障害者等で社会的困難を克服し社会人として自立安定し他の模範となる者

イ 母子家庭等

配偶者の死・離別等、家庭的・社会的困難を克服しその子女を立派に育て他の模範となる者

(3) 善行篤行のあった生徒及び模範生徒（規程第3条三号に該当）

善行篤行のあった生徒、又は家庭、心身、環境等に困難な状況がありながら学業に励み行動などが他の模範となる生徒

ただし、表彰人数は、内申年度の4月1日に当該生徒が所属する中学校の最上級学年学級数以内とする。

なお、特別支援学級数の学級数は除く。

(4) 社会福祉協力者（規程第3条四号に該当）

ア ボランティアとして通算7年以上社会福祉事業に協力し、功績顕著なる者

イ 社会福祉事業に対し、50万円以上の金品（累計でも可。以下同じ）を寄付した個人、及び100万円以上の金品を寄付した団体

(5) その他

会長が特に表彰に値すると判断された個人及び団体

なお、過去において芳賀郡市社会福祉協議会表彰規程又は、この規程による表彰を受けたものは、表彰より除くものとする。

2 表彰第5条に規定する会長指名の審査委員は次のとおりとする。

- 一 副会長 二 常務理事

真岡市社会福祉協議会長表彰候補者

1 被表彰者

(1) 社会福祉功労者

ア 民生委員・児童委員

イ 福祉団体及び役職員

(2) 自立更正者

ア 低所得者・身体障害者等

イ 母子寡婦家庭等

(3) 模範生徒

2 感謝

(1) 社会福祉協力者

(2) 経済的援助